

	イギリス	フランス	日本
措置中の親の地位一般（引き取り・保護者への指導など）	<p>（前提：行政機関による措置を裁判所が承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所が親子分離の措置を承認するときに、児童の養護計画の妥当性を審査（具体的な履行は行政の裁量） ・措置継続中は、子の福祉を保護し促進するに必要な限りで、親が親責任を行使する範囲を措置機関が決定する（児童法 33 条 3 項） ・行政ができない事柄が法文上明記される（宗教の変更、養子への同意、姓の変更、英国外への連れ出し（児童法 33 条 6 項、7 項）） 	<p>（前提：裁判所が行政機関等に委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置中も継続して裁判官への定期報告がされ、親の地位との関係調整にも継続的に関与 ・裁判官が、当該子が教育施設へ通う、職業活動を行うなどの義務を定めることができる。（民法 375 条の 2・2 項） ・親は親権を保持し、採られた措置の適用と相反しない全ての属性を有する（民法 375 条の 7） <p>（参考：ドイツには厳に養育する受託者からの引き取りを制限する親権法上の規定が用意されている）</p>	<p>（前提：行政機関による措置を裁判所が承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置中の親の地位について、個別の規定（面会通信の制限、つきまといの禁止など（児福法 47 条、児虐法 12 条、12 条の 4））があるが、その根拠（親権行使との関係はどうか）は不明確。 ・どのような場合にどのように対応するのかについて、大幅に行政の裁量に任されている。
面会、通信	<ul style="list-style-type: none"> ・面会を許すのが原則であり、拒むときは裁判所へ申立てをする必要がある。ただし、緊急の場合で子の福祉のために必要なときには 7 日以内の期間は裁判所の許可なく拒否ができる（児童法 34 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親は通信の権利及び訪問の権利を保持。裁判官がその態様を定め、子の利益のために必要なときにはその全部又は一部を仮に停止できる（民法 375 条の 7・2 項（場所の捜求も規定）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は児童虐待の防止及び児童の保護に必要なときには面会、通信の全部一部を制限できる。連れ戻し等のおそれがあるときに児童の住居所を明らかにしないものとする（児虐法 12 条 1 項、3 項）。 ・28 条に基づく措置につき、都道府県知事による 6 月を超えない期間の身辺つきまとい、はいかいの禁止命令（12 条の 4）
親子の再統合、措置解除	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所の命令は親や関係者が子のニーズを満たす可能性なども考慮して、それをするこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の現在暮らす環境に留めることが優先される（民法 375 条の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の承認による措置について 2 年間の期間制限および裁判所の承認による更

	<p>とで子の状況を良くすると認められることが要件となる（児童法1条5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親責任を持つ者に解除の申立権あり（児童法39条） ・養子のための解放から養子へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人への委託や施設入所の場合に、親の明白な無関心が続けば、裁判によって親権がそれらの受託者に委譲される（民法377条2項）。 ・親権の取上げ（民法278条）、国の被後見子（家族と社会支援法）、養子（親の同意を要す）。 	<p>新（児福法28条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者による措置の取消しや解除の申立権なし
<p>医療行為への同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（1970、1985年の）裁判例を通じて、親の権威は「子どもが、決断が必要な事項について結論を出すのに十分な理解力と知力を有するに至っているときには、決断をする子どもの権利に服する」の原則が示され、医師は、親の同意がなくとも未成年者に医療措置（避妊手術、避妊及び中絶の医療的助言）を行えるとされた。 ・制定法においても、情報提供を受けた決定（インフォームドデシジョン）ができる十分な理解力を有する未成年者は、緊急時の児童保護手続において医療的検査を受けることを拒否できるとされる（児童法44条7項） ・もっとも、医療行為の拒否が死を招く場合には、理解力を備えた未成年者が拒否をしても、それが尊重されとは限らない（エホバの証人の輸血に関する判例）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・父母は子の治療を決定・選択し、手術に同意する権利・義務を有する ・妊娠中絶については、未成年の女性が親権者に知らせずにはまたはその同意が得られなかった場合にも求めうる（2001年7月4日の法律） ・子の臓器・骨髄の採取については子が13歳になれば採取の拒否を子自ら登録できる（公衆衛生法典R671条の7の6、L1232条の2、1231条の3参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為について親権者の同意が求められるのが一般的。 ・親権者が同意を拒否することが不合理であると思われる場合への対応は、児童虐待や養育放棄への一般的対応と同じ（児福法33条、27条、28条、民法834条） <p>（参考）日本輸血・細胞治療学会など関連5学会による指針案（患者が15歳未満の場合、親が拒否しても輸血を実施するとの指針案をまとめた。「自己決定能力がまだ未熟な段階での輸血拒否は親権の乱用に当たる」と判断した。）（毎日新聞 2007年6月24日）</p>

※イギリスは日本の児童福祉法と、フランスは日本の親権法と関係の深い国。